

自農 太郎 様

肥料登録や届出を行っていない資材については記載不要です。行っている場合は、普通肥料登録証や特殊肥料届出書のコピーを添付してください。

有機農産物の JAS 表 A.1 適合資材証明書 品名: 発酵有機 567)

当社の本製品(肥料登録番号:静岡県第〇〇号)は、以下のとおり製造されたものであり、有機農産物の JAS(JAS1605)表 A.1に該当する資材であることを証明します。

- すべての原材料(造粒剤、乳化剤、酸化防止剤、加工助剤など補助的に添加するものも含む)は、表 A.1の肥料及び土壌改良資材に該当するものであり、それぞれの基準を満たしています。
- 育苗に用いる原土は、過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後も使用禁止資材が使用されていない土壌のみを使用しています。
- 表 A.1の基準を満たす原材料を使用し、本製品を製造する工程で、化学的に合成された物質の添加をせず、化学的な工程を経ています。
- 本製品では以下の点に該当する微生物資材及び酵素は使用していません。
 - 組換えDNA技術を用いて製造した微生物及び酵素
 - 微生物の培養後に、使用禁止資材を添加した微生物資材

2025 年 8 月 1 日

会社名: (株)自農産業 代表者名:熱海 太郎 担当者名:桃山 一郎



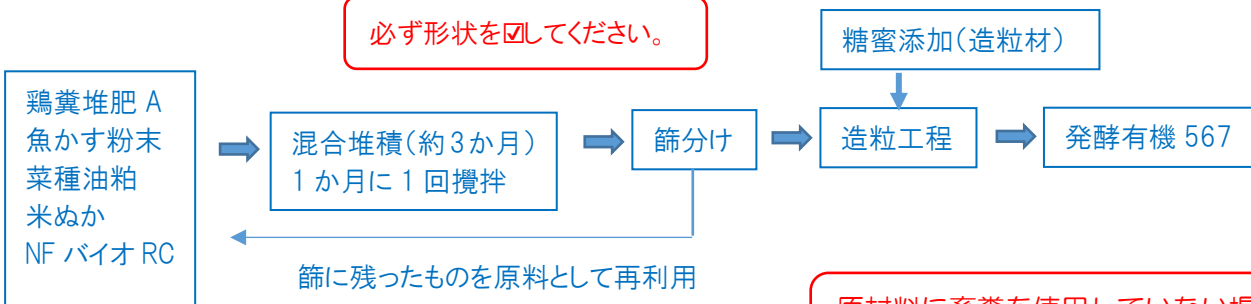
所在地: 〒413-0006 静岡県熱海市桃山町 15-25 2F

電話番号: 0557-85-2001

FAX: 050-3730-5908

E-mail: ninshou@mi.intrc.or.jp

《製造工程図》 本製品の形状 ☐塊状 ☐液状 ☐粉状 ☒粒・ペレット状 ☐その他()



原材料に畜糞を使用していない場合は記載の必要はありません。

※畜糞を原材料に使用している場合の敷料の使用 ☐ある ☐ない
※敷料に建築廃材由来のオガクズやチップなどの使用 ☐ある ☐ない
※ペレット工程や造粒工程がある場合、造粒材の使用 ☒ある ☐ない (造粒材使用の場合は原材料の欄に記載)

原材料名	該当する表 A.1 の資材名	規格適合の具体的確認方法・補足説明
鶏糞堆肥 A	発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	自社製品(別途証明書添付)
魚かす粉末	と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	購入先から証明書(添付)を入手して確認
菜種油粕	食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	購入先から証明書(添付)を入手して確認
米ぬか	植物及びその残渣由来の資材	購入先から収穫以降に使用禁止資材が使われていないことを口頭で確認
NF バイオ RC	その他の肥料及び土壌改良資材	購入先から証明書(添付)を入手して確認
糖蜜	製糖産業の副産物	購入先から証明書(添付)を入手して確認

※原則、外部から入手している原材料については、証明書等の書面を入手しての確認が必要です。口頭で確認する場合であっても何を確認したのかわかるような記載が必要です。

を添付します。

自農 太郎 様

肥料登録や届出を行っていない資材については記載不要です。行っている場合は、普通肥料登録証や特殊肥料届出書のコピーを添付してください。

有機農産物の JAS 表 A.1 適合資材証明書 品名: 鶏糞堆肥 A)

当社の本製品(肥料登録番号:届出番号〇〇号)は、以下のとおり製造されたものであり、有機農産物の JAS(JAS1605)表 A.1に該当する資材であることを証明します。

5. すべての原材料(造粒剤、乳化剤、酸化防止剤、加工助剤など補助的に添加するものも含む)は、表 A.1の肥料及び土壌改良資材に該当するものであり、それぞれの基準を満たしています。
6. 育苗に用いる原土は、過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後も使用禁止資材が使用されていない土壌のみを使用しています。
7. 表 A.1の基準を満たす原材料を使用し、本製品を製造する工程で、化学的に合成された物質の添加をせず、化学的な工程を経ています。
8. 本製品では以下の点に該当する微生物資材及び酵素は使用していません。
- 組換えDNA技術を用いて製造した微生物及び酵素
 - 微生物の培養後に、使用禁止資材を添加した微生物資材

2025 年 8 月 1 日

会社名: (株)自農産業 代表者名:熱海 太郎 担当者名:桃山 一郎

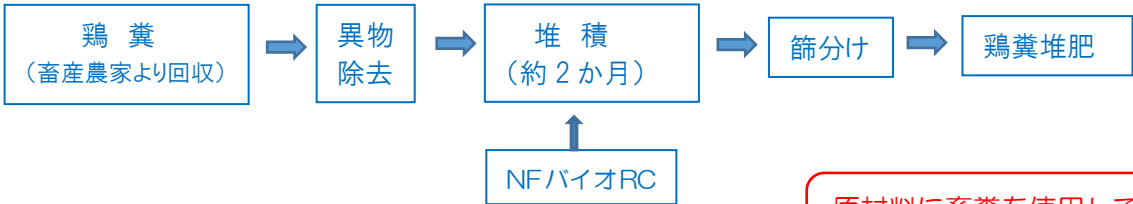


所在地:〒413-0006 静岡県熱海市桃山町 15-25 2F

電話番号:0557-85-2001 FAX:050-3730-5908 E-mail:ninshou@mi.intrc.or.jp

《製造工程図》 本製品の形状 ☐塊状 ☐液状 ☒粉状 ☐粒・ペレット状 ☐その他()

必ず形状を☑してください。



原材料に畜糞を使用している場合は必ず記載してください。

※畜糞を原材料に使用している場合の敷料の使用 ☒ある ☐ない
※敷料に建築廃材由来のオガクズやチップなどの使用 ☐ある ☒ない
※ペレット工程や造粒工程がある場合、造粒材の使用 ☐ある ☒ない (造粒材使用の場合は原材料の欄に記載)

原材料名	該当する表 A.1 の資材名	規格適合の具体的確認方法・補足説明
鶏糞	発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	敷料に建築廃材を使用していないこと及び家畜糞に薬剤等の使用禁止資材の使用はないことを取引先農家にて現地確認、回収後は家畜糞に異物混入がないことを確認
NF バイオ RC	その他の肥料及び土壌改良資材	購入先から証明書(添付)を入手して確認

原則、外部から入手している原材料については、証明書等の書面を入手しての確認が必要です。口頭で確認する場合であっても何を確認したのかわかるような記載が必要です。

※外部から入手している原材料については、本書に適合証明できる書面を添付します。

自農 太郎 様

肥料登録や届出を行っていない資材については記載不要です。行っている場合は、普通肥料登録証や特殊肥料届出書のコピーを添付してください。

有機農産物の JAS 表 A.1 適合資材証明書 品名: 魚かす粉末)

当社の本製品(肥料登録番号:静岡県第〇〇号)は、以下のとおり製造されたものであり、有機農産物の JAS(JAS1605)表 A.1に該当する資材であることを証明します。

9. すべての原材料(造粒剤、乳化剤、酸化防止剤、加工助剤など補助的に添加するものも含む)は、表 A.1の肥料及び土壌改良資材に該当するものであり、それぞれの基準を満たしています。
- 10.育苗に用いる原土は、過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後も使用禁止資材が使用されていない土壌のみを使用しています。
- 11.表 A.1の基準を満たす原材料を使用し、本製品を製造する工程で、化学的に合成された物質の添加をせず、化学的な工程を経ています。
- 12.本製品では以下の点に該当する微生物資材及び酵素は使用していません。
- 組換えDNA技術を用いて製造した微生物及び酵素
 - 微生物の培養後に、使用禁止資材を添加した微生物資材

2025 年 8 月 1 日

会社名: 自農水産加工(株) 代表者名: 熱海 次郎 担当者名: 桃山 花子

所在地: 〒413-0006 静岡県熱海市桃山町 15-25 2F

電話番号: 0557-85-2001 FAX: 050-3730-5908 E-mail: ninshou@mi.intrc.or.jp



《製造工程図》 本製品の形状 ☐塊状 ☐液状 ☒粉状 ☐粒・ペレット状 ☐その他()

必ず形状を☑してください。



原材料に畜糞を使用していない場合や造粒工程のない場合は記載不要です。

※畜糞を原材料に使用している場合の敷料の使用 ☐ある ☐ない
※敷料に建築廃材由来のオガクズやチップなどの使用 ☐ある ☐ない
※ペレット工程や造粒工程がある場合、造粒材の使用 ☐ある ☐ない (造粒材使用の場合は原材料の欄に記載)

原材料名	該当する表 A.1 の資材名	規格適合の具体的確認方法・補足説明
魚のあら	と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	自社加工工場から入手
魚の内臓	と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	自社加工工場から入手
【注意】 と畜場や水産加工場での受入以降の証明が必要です。 例えば、粉末加工前の原材料を他から仕入れて、自社が粉碎し「魚粉」等にする場合は、原材料の証明も添付する必要があります。		

※外部から入手している原材料については、本書に適合証明できる書面を添付します。